



「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」

令和 3 年 9 月
総務省情報流通行政局
情報通信作品振興課

1. 背景及び対象

下請代金支払遅延等防止法の対象である「情報成果物作成委託」に係る取引の適正化に対応するため、平成21年2月に策定。著作権の帰属に関する整理表等を追加した改訂第7版を令和2年9月末に公表。

対象：地上テレビジョン放送、衛星放送、有線テレビジョン放送等を行う放送事業者
放送コンテンツの製作に関わる番組製作会社

2. ガイドラインの目的

自由な競争環境を整備しながら、番組製作会社のコンテンツ製作に係るインセンティブや創意工夫の意欲を削ぐような取引慣行を改善し、良質で魅力ある放送コンテンツの製作・流通を促進することにより、関係業界の発展につなげる。

3. 主な内容

ガイドラインに主に記載している項目

- 1 書面の交付
- 2 取引価格の決定
- 3 著作権の帰属
 - (1) 著作権の帰属、窓口業務
 - (2) 放送番組に用いる楽曲に関する取引
 - (3) アニメの製作に関する取引
- 4 取引内容の変更・やり直し
- 5 その他
 - (1) 下請代金の減額
 - (2) 支払期日の起算日
 - (3) 契約形態と取引実態の相違
 - (4) トンネル会社の規制
 - (5) 下請事業者の振興のための取組

問題となり得る取引事例

【具体例】

発注書の書面交付が行われていない場合があった
取引価格等の決定について、事前に十分な協議の機会が設けられていなかった
著作権の帰属について、事前に十分な協議の機会が設けられていなかった

望ましいと考えられる事例

【具体例】

放送番組製作委託契約の際、書面が交付されていない場合は、アラートが表示されるシステムを導入している
製作会社が著作権を放送局に譲渡する場合には、放送局は製作会社に対し、「著作権の対価」に係る部分を、製作委託費とは別に明示して支払っている

1. 放送コンテンツガイドライン遵守状況調査の実施・周知

放送事業者がガイドラインを遵守しているか確認するとともに放送コンテンツの製作取引の適正化を一層強力に推進するため、放送事業者に対し、下請振興法第4条に基づく「指導」を念頭においたガイドライン遵守状況の実態把握を組織的かつ計画的に実施。

ガイドラインについて、日本民間放送連盟をはじめとする放送事業者・団体等に対して、総務省から個別にガイドライン遵守の働きかけを実施。

2. ガイドライン講習会の実施

ガイドライン講習会について、本年9月以降、オンライン形式で定期的を開催予定。

(総合通信局等から管内各事業者に対し参加呼びかけを行うことできめ細やかな講習を企画・実施)

3. 相談窓口の活用

ガイドライン遵守に関する法律相談や製作取引の個別具体的な問題については、日本弁護士連合会と連携して開設・現在運営中の放送事業者・番組製作会社等が弁護士に相談できる専門窓口を活用。

令和3年6月3日～令和4年2月26日まで相談受付中(令和3年度予算事業。令和2年度に引き続き実施)

総務省放送コンテンツ製作取引・法律相談ホットラインURL <https://hosocontents-tekitori.go.jp/>

上記2のガイドライン講習会と連携して、弁護士による相談会を開催。

寄せられた相談のうちガイドライン違反と思われる事例については、必要に応じ関係省庁と連携・精査の上、発注者に対する指導を実施。

4. フォローアップ調査(アンケート調査)による実態調査

放送事業者、番組製作会社等に対するアンケートを通じて、放送コンテンツの製作取引に関する実態調査を行い、契約実態や取引構造に係る定量的な分析を実施。

調査結果を踏まえ、ガイドラインの改訂をはじめ、総務省における放送コンテンツの適正な製作取引の推進のための施策に活用。